

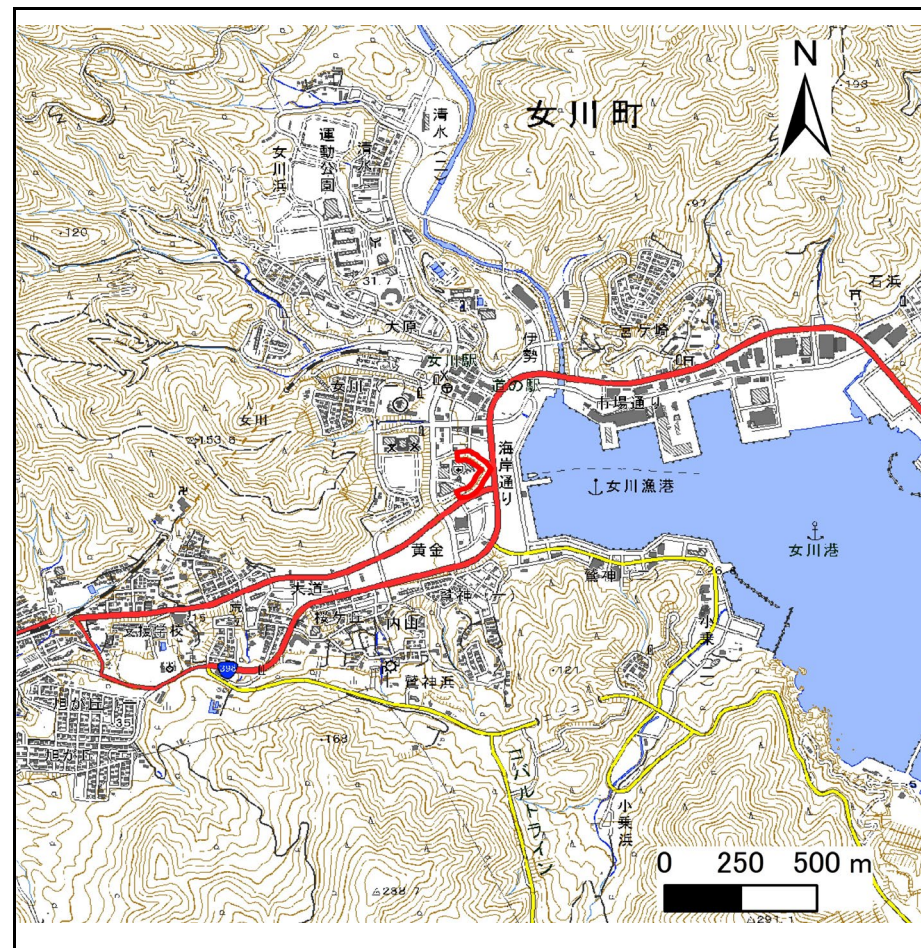
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第416号
告示年月日	令和6年6月18日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-0979(1311000979)
箇所名	堀切山の2
所在地	牡鹿郡女川町黄金、女川2丁目、鷲神浜字堀切山
調査機関	宮城県東部土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

宮城県

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R5JHf255」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

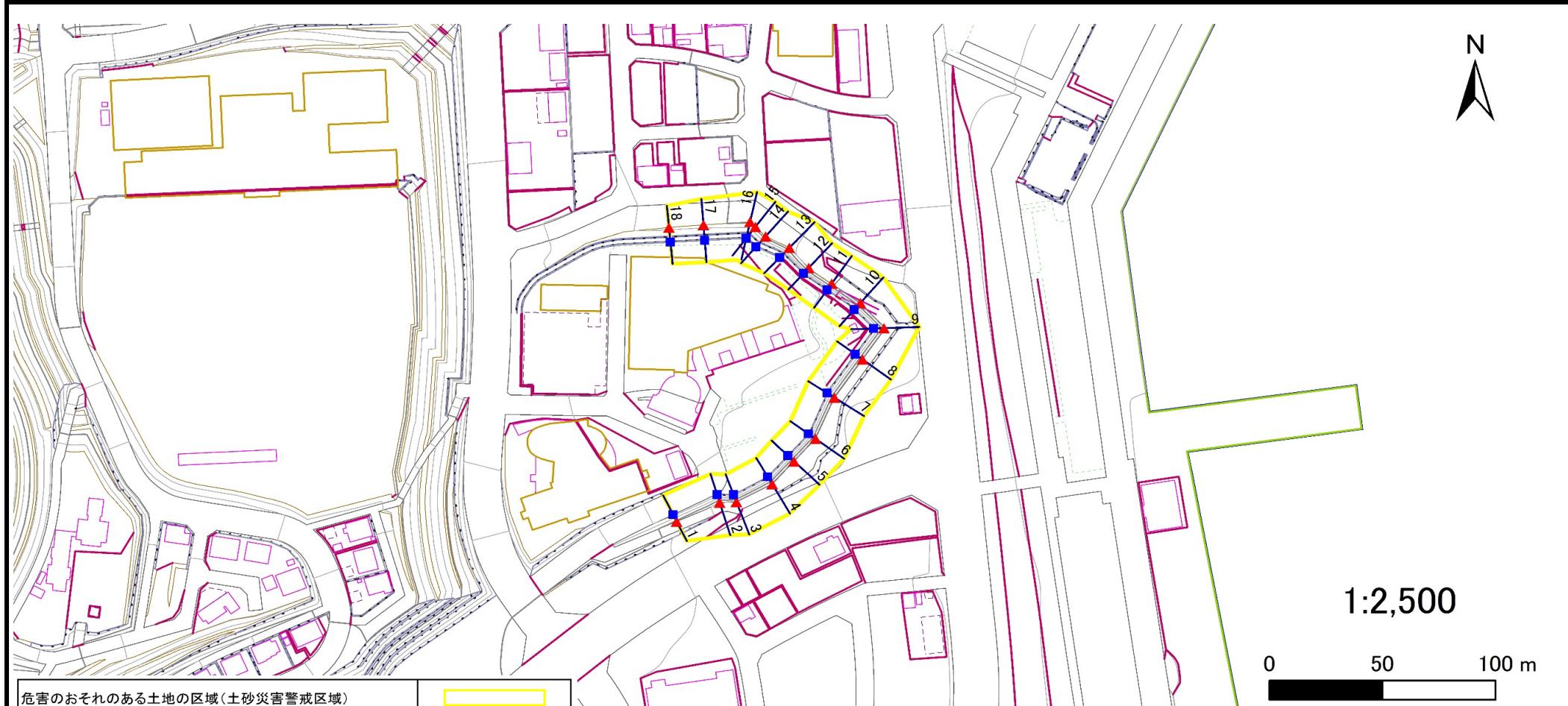
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第416号
告示年月日	令和6年6月18日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	令和4年度
------	-------

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-0979(1311000979)	箇所名	堀切山の2	所在地	牡鹿郡女川町黄金、女川2丁目、鷲神浜字堀切山
---------	------	----------------------	-----	-------	-----	------------------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域		

凡例	上端	横断測線
	下端	

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第416号
告示年月日	令和6年6月18日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-0979(1311000979)	箇所名	堀切山の2	所在地	牡鹿郡女川町黄金、女川2丁目、鷲神浜字堀切山											
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2 ~ 3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3 ~ 4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4 ~ 5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5 ~ 6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6 ~ 7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7 ~ 8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8 ~ 9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9 ~ 10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10 ~ 11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11 ~ 12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12 ~ 13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13 ~ 14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14 ~ 15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15 ~ 16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
16 ~ 17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17 ~ 18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	